

豊橋河川事務所 令和6年度 河川管理レポート

豊川



矢作川



令和7年4月
中部地方整備局 豊橋河川事務所

はじめに

令和6年度は7月に北日本において停滞した梅雨前線の影響による大雨で山形県を中心に東北地方の日本海側で大きな被害がもたらされました。令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地においても9月に発生した能登半島豪雨により記録的な大雨を経験しました。中部地方においても、令和6年8月の台風10号が三重県中南部、静岡県中東部を中心に大雨をもたらして、岐阜県大垣市では杭瀬川、水門川の越水・溢水が発生し家屋浸水や農地浸水の被害を生じるなど近年でも各地で大雨により被害が発生しています。豊川流域においても令和5年6月の台風2号及びそれに伴う前線活発化による大雨により、4霞（金沢霞、賀茂霞、下条霞、牛川霞）において浸水が発生し、家屋や農地、道路等において被害をうけました。

このように、異常豪雨が発生する状況にあっては、引き続き治水安全度を向上させる堤防整備を進めることと合わせて、既存施設を適切に維持管理することにより、持続的な安全確保を行うことがますます重要となっています。

さらに、高度経済成長期に多くの河川施設の整備が進められたことにより、既存施設の老朽化が懸念されるため、限られた財政事情の中で、最も効果的、効率的かつ河川環境に配慮した河川の維持管理を行う必要があります。

豊橋河川事務所では、その様な状況を踏まえ、災害の発生の防止又は被害の軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の目的に応じた管理、平常時や洪水時の河川の状態に応じた管理を効果的かつ効率的に行うため、「豊川河川維持管理計画」（平成30年7月改定）及び「矢作川河川維持管理計画」（平成30年10月改定）を策定しました。

河川維持管理においては、河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくというPDCAサイクル型河川維持管理の体系を構築していきます。

また多自然川づくりを基本とし、生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全、良好な景観の維持・形成、人と河川との豊かなふれあい活動の場の維持・形成、良好な水質の保全といったニーズに応えるべく、地域と一体となって河川を維持管理していくことが求められています。

「令和6年度 河川管理レポート」は、維持管理計画に基づき実施した維持管理の状況を示すことにより、地域の皆様に普段見えにくい河川管理の取り組みを知っていただくとともに、安心して生活していただくことを目的として作成・公表しています。

目次

1. 豊川・矢作川の概要

- 1－1. 豊川の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1－2. 矢作川の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2. 豊川・矢作川の維持管理の概要

- 2－1. 河川維持管理目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2－2. 河川維持管理の主な内容・・・・・・・・・・・・ 4

3. 河川維持管理の取り組み状況

- 3－1. 河川の状態把握（基本データの収集）・・・・ 5～6
- 3－2. 河川巡視・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～8
- 3－3. 堤防点検のための環境整備・・・・・・・・・・ 9
- 3－4. 点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3－5. 河道・施設の維持管理・・・・・・・・・・・・ 11
- 3－6. 河川区域の維持管理・・・・・・・・・・・・ 12

4. 地域と連携した取り組み状況

- 4－1. 災害・事故対策に関する取り組み・・・・・・・・ 13～15
- 4－2. 水質事故に関する取り組み・・・・・・・・・・ 16
- 4－3. 河川協力団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4－4. 豊川・矢作川アダプト（協働管理）制度・・・・ 18
- 4－5. ゴミ投棄に対する取り組み・・・・・・・・・・・・ 19

1. 豊川・矢作川の概要

1-1. 豊川の概要

豊川は、その源を愛知県北設楽郡設楽町の段戸山（鷹ノ巣山：標高1,152m）に発し、山間渓谷を流れて当貝津川、巴川等の支川を合わせて南下し、愛知県新城市長篠地先で宇連川と合流し、その後、豊橋平野で宇利川、間川等の支川を合わせ、豊川市行明で豊川放水路を分派し、豊橋市内を流れ神田川、朝倉川等の支川を集めた後、三河湾に注ぐ幹川流路延長77km、流域面積724 km²の一級河川である。

河川の勾配は、豊川本川の上流部（新城橋～放水路分派点）で1/780～1/970、中流部（放水路分派点～吉田大橋）で1/1,800程度となり、それより下流の河口付近においては1/8,400程度と緩やかになる。一方、豊川放水路の河川の勾配は、河口より5.0km付近を境界として、上流で1/1,500、下流では1/3,500程度である。

豊川流域は愛知県東部に位置し、豊橋市をはじめとする3市1町からなり、利水地域を含めると6市1町に及び、東三河地域における産業、経済の基盤となっている。

流域内の年間総水量は上流域で約2,400mm、中流域で約2,200mm、下流域で約1,800mmであり、全国レベルで比較すると多雨地域に属しており梅雨期及び台風期に降雨が集中している。

流域町村の土地利用の現況は、森林・原野（63.80%）と農用地（11.9%）で全体の約8割を占め、市街地の占める割合は8.9%である。（データ出典：令和5年度刊 愛知県統計年鑑）東三河地域の中心である豊橋市、豊川市等は臨海部から内陸部にかけて工業化、宅地化が進み、地域開発とともに土地の高度利用の進展が見られ、その影響は中流部の豊川市（旧一宮町）にまで及んでいる。また、本地域は、東三河地方拠点都市地域、都市開発区域などを擁しており、新東名高速道路や三遠南信自動車道等の交通ネットワークの整備に伴い、愛知県の東部の拠点として、今後一層の発展が期待される地域である。

源流	: 段戸山 (1,152m)
流域面積	: 724km ²
幹川流路延長	: 77km
流域市町村	: 3市1町
利水地域市町村	: 6市1町
流域市町村内人口	: 約61万人 (R2国勢調査)
年間降水量	: 約1,800～2,400mm

※流域市町村人口は、設楽町、新城市、豊川市、豊橋市の合計人口。



豊川流域図



1. 豊川・矢作川の概要

1-2. 矢作川の概要

矢作川は、愛知県南部の太平洋側に位置し、その源を中央アルプス南端の長野県下伊那郡大川入山（標高1,908m）に発し、名倉川等の支川を合わせて、愛知岐阜県境の山岳地帯を貫流し、平野部で巴川、乙川を合流し、その後、矢作古川を分派して三河湾に注ぐ、幹川流路延長約118km、直轄管理区間延長43.60km、流域面積は約1,830km²の一級河川である。川の勾配は、上流部は1/130以上と急勾配であり、中流部では矢作ダム下流から60km付近までは1/130～1/400程度と急流であるが、それより下流では1/400～1/800、その内、明治用水頭首工湛水域は1/1,600～1/2,700と緩やかになる。

下流部では1/1,200～1/2,200程度であり、河口部では1/5,000以下となり、河口より7km付近までは海水の遡上が見られる。

矢作川流域は、岡崎市、豊田市をはじめとする8市2町2村からなり、長野県伊那地方、岐阜県東濃地方及び愛知県西三河地方にまたがる。

流域の気候は夏に雨が多く冬は快晴で乾燥しやすく、内陸性の気候を示している。年平均降水量は上流山間部では約2,200mm、下流平野部で約1,400mmとなっている。年間降水量の変化は典型的な太平洋型を示しており、6月の梅雨期及び9月の台風期に多く、冬季の12月から1月にかけて少ない。

流域の土地利用は、山林等が約67%、水田や畑の農地等が約13%、宅地等の市街地が約11%となっている。上流部は、愛知高原国定公園、段戸県立自然公園等自然豊かな山岳地帯が広がり、中・下流部では国道1号や東名高速道路、東海道新幹線等の交通が横断し、豊田市をはじめとする工業都市も集中し、この地域における社会・経済・文化の基盤を成している。

河川水の利用については、現在、農業用水として、約1.6万haの農地でかんがい利用されているほか、豊田市、岡崎市、安城市、西尾市等の水道用水・工業用水として利用されている。

また、水力発電所としては26箇所の発電所により、電力供給が行われている。

源流	: 大川入山 (1,908m)
流域面積	: 1,830km ²
幹川流路延長	: 118km
流域市町村	: 8市2町2村
利水地域市町村	: 14市4町
流域市町村内人口	: 約141万人 (R2国勢調査)
年間降水量	: 約1,400～2,200mm



2. 豊川・矢作川の維持管理の概要

2-1. 河川維持管理目標

河川維持管理目標は、時間の経過や洪水・地震時の外力、人為的な作用等によって、本来河川に求められる治水・利水・環境の機能が低下した場合、これを的確に把握して必要な対策を行うために設けるものです。

河川維持管理目標は河川管理の目的に応じて、洪水、高潮等による災害の防止、河川区域等の適正な利用、河川環境の整備と保全等に関して設定します。

以上を踏まえ、豊川・矢作川では、以下のとおり河川維持管理目標を設定しました。

◆河道流下断面の確保

洪水を安全に流下させるため、自然環境に配慮しつつ、河道掘削・河道内樹木の伐開等を行い、河道流下能力を確保します。



◆河川管理施設の機能維持

時期に応じた点検を行い、適切な修繕・更新(長寿命化)を行うことで、施設の損傷による機能低下や維持管理費用の縮減を目指します。



◆河川区域等の適正な利用

流水や河川敷地等が、治水・利水・環境の目的と合致して適正に利用されるように、河川敷地の不法占用や不法行為等の監視・対応を行います。



◆河川環境の整備と保全

各種環境調査のモニタリング結果等に基づき、動植物の保護、漁業、観光・景観、流水の清潔の保持といった河川環境の保全に努めます。



外来種調査

2. 豊川・矢作川の維持管理の概要

2-2. 河川維持管理の主な内容

河川の維持管理は、「豊川河川維持管理計画」「矢作川河川維持管理計画」に基づき、堤防除草や河川巡視、河川管理施設点検等により河川の状態把握を行い、これらを踏まえて、施設の補修・更新等の必要な維持管理対策を実施しています。

◆施設の状態把握実施状況



河川巡視



河川構造物の点検



堤防・護岸点検



◆維持管理対策の実施状況



河川維持工事



堤防除草

撤去前



撤去後



不法行為（不法投棄）対策



転落防止注意看板の設置

3. 河川維持管理の取り組み状況

3-1.河川の状態把握（基本データの収集）

河川の状態把握における基本データの収集として、雨量・水位・流量等の水文等観測、平面・縦横断等の測量、河川環境調査及び観測施設等の点検を実施しています。また、水文等観測におけるリアルタイムデータは適切な河川管理の基礎データとして活用しています。

河川環境調査・水文・水理等観測

河川環境・水文・水理観測、水質調査等は、河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規程、水質調査実施要領等に基づき実施しています。

種別	実施項目	実施場所	頻度	実施方法	備考
河川環境調査	魚類調査	直轄区間	5年に1回	現地調査	
	底生動物調査	直轄区間	5年に1回	現地調査	
	植物調査	直轄区間	10年に1回	現地調査	
	鳥類調査	直轄区間	10年に1回	現地調査	
	両生類・爬虫類・哺乳類調査	直轄区間	10年に1回	現地調査	
	陸上昆虫类等調査	直轄区間	10年に1回	現地調査	R4豊川・矢作川実施
	河川環境基図作成	直轄区間	5年に1回	現地調査 図面作成	
	河川空間利用実態調査	直轄区間	5年に1回	現地調査	
観測施設 等の点検	雨量観測	豊川：13地点 矢作川：13地点	常時	自記観測	
	水位観測	豊川：13地点 矢作川：9地点	常時	自記観測	

3. 河川維持管理の取り組み状況

3-1.河川の状態把握（基本データの収集）

河川の状態把握における基本データの収集として、雨量・水位・流量等の水文等観測、平面・縦横断等の測量、河川環境調査及び観測施設等の点検を実施しています。また、水文等観測におけるリアルタイムデータは適切な河川管理の基礎データとして活用しています。

水文・水理等観測

水文・水理観測、水質調査等は、河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規程、水質調査実施要領等に基づき実施しています。

種別	実施項目	実施場所	頻度	実施方法	備考
水文等観測	低水流量観測	豊川：7地点 矢作川：7地点	年12～36回	現地測定	
	高水流量観測	豊川：6地点 矢作川：6地点	年2回程度	現地測定	
	水質調査	豊川：9地点 矢作川：5地点	12回／年	現地採水	毎正時自動観測 豊川：1地点 矢作川：2地点
		豊川：3地点 矢作川：2地点	1回／年	底質採取	
測量	平面測量	直轄区間	豊川：5年に1回 矢作川：縦横断測量 にあわせて実施	航空レーザ測量	実施頻度は状況に応じて変更。
	縦横断測量	直轄区間	5年に1回	現地測量 航空レーザ測量	大出水時後には随時
河道状態 把握調査	河床材料調査	直轄区間	適宜実施	現地測量	
	河道内樹木調査	管理区間	適宜実施	航空レーザ測量	

3. 河川維持管理の取り組み状況

3-2.河川巡視

河川巡視は

- ① 堤防や護岸、水門などの河川管理施設や、橋梁、道路などの許可工作物の状況把握
- ② 公園や水辺空間における利用状況
- ③ 河川環境に関する情報収集
- ④ 出水時の刻々と変化する河川の状況を把握

などを目的に行っており、河川巡視で得られた情報を基に適切な措置を講じています。
また、河川巡視は、不法行為の防止や沿川住民との情報交換機能も果たしています。



河川管理施設の状況把握



不法行為の防止対策



河川利用の状況把握



出水時巡視

3. 河川維持管理の取り組み状況

3-2.河川巡視

- 一般巡視・・・・・・・・・・定期的に、巡視区域内をパトロール車により巡視します。一般巡視は、パトロール車の車上から実施することを基本とし、必要に応じて徒歩により現地を確認します。
- 目的別巡視（車両）・・・・堤防や護岸、水門の状況や不法行為の状況など、対象を特定し、詳細な巡視を行います。目的別巡視（車両）は、パトロール車の車上から実施することを基本とし、必要に応じて徒歩により現地を確認します。
- 目的別巡視（徒歩）・・・・堤防や護岸、水門、河川敷地境界杭の状況など、対象を特定し、詳細に巡視を行います。目的別巡視（徒歩）は、徒歩により現地の施設や対象物を確認します。
- 出水時巡視・・・・・・・・・・出水時において、河川の水位が水防団待機水位を越え、さらに上昇し、氾濫注意水位に達する恐れがある場合には、出水時巡視を実施します。出水時巡視においては、堤防や護岸、水門等の河川管理施設の状況把握、水防活動や緊急かつ適切な処置を講ずるための情報収集等を行います。

令和6年度 河川巡視実施状況

巡視の種類	豊川流域治水出張所	安城出張所管内	岡崎出張所管内
一般巡視	77回	90回	94回
目的別巡視	138回	90回	94回
合 計	215回	180回	188回
出水時巡視	0回	0回	0回

3. 河川維持管理の取り組み状況

3-3.堤防点検のための環境整備

○堤防点検や河川の状態把握のための環境整備として、堤防状況等に応じた除草を行っています。

- ・洪水による災害の発生の防止のための状態把握
- ・洪水後に変状を把握して次の洪水に備えるための堤防の状態把握
- ・堤防の強度維持

●取り組み状況

令和6年度は、除草を春に1回、秋に1回実施しました。
また、刈草を活用して頂くために、無料配布を実施しています。

実施項目	実施箇所	実施時期	面積
除 草	豊 川	台 風 期 前	1,213千㎡
		秋 から 冬	1,053千㎡
	矢 作 川	台 風 期 前	1,670千㎡
		秋 から 冬	1,185千㎡

刈草無料配布のリーフレット



刈草を地域農業の活性化にお役立て下さい!!

堤防の草をそのまま放置しておくと、繁茂した雑草で堤防の状況（洗掘や法崩れなど）がわからなかったり、地震時にクラック等の状況が発見しにくい、ゴミの不法投棄の温床となる、枯れ草が堆肥化しミミズやモグラが生息し堤防が弱体化する、など河川管理上の支障となります。このため、毎年出水期前（梅雨前、台風前）に、河川管理の一環として、堤防の除草を実施しています。
この刈草を、地域と連携して堆肥の資材や敷材（マルチング）として農地に還元し、地域農業の活性化や土づくりの推進への取り組みを行っています。

3. 河川維持管理の取り組み状況

3-4.点検

○点検の状況

令和6年度は、出水期前点検と台風期点検、安全利用点検を、各1回ずつ実施しました。

(点検数：約900箇所)

- 出水期前点検、台風期点検は、徒歩による目視や計測機器等を使用し、堤防、護岸、床止め等の変状の把握、樋門、水門、堰等の損傷やゲートの開閉状況の把握等、具体的な点検を実施しています。
河道、堤防、護岸、施設はそれぞれ別々に点検し状態を把握するだけでなく、河川全体としてそれらの状態を把握することにより、対策の必要性、優先度を総合的に判断し、より適切な維持管理を行ってまいります。
なお、この点検では、許可工作物についても許可受け者による点検が行われ、一部の施設については、河川管理者と許可施設管理者による合同点検が行われます。
- 安全利用点検は、徒歩による目視により、河川敷（高水敷）低水護岸、樋門、樋管などの施設及びその周辺の具体的な点検を実施します。

河川利用者の視点に立ち、河川を訪れた方が安全に利用できるように、施設の点検を行っています。

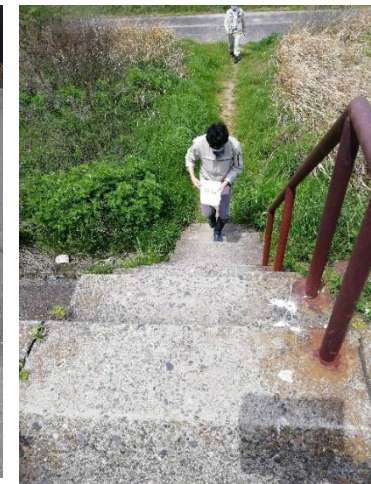
危険箇所等が発見された場合は、応急補修又は注意喚起の看板を設置し、安全の確保に努めています。



令和6年度 出水期前点検の様子（許可施設管理者との合同点検）



安全利用点検の様子（急勾配の階段や手すりの安全確認）



3. 河川維持管理の取り組み状況

3-5.河道・施設の維持管理

○河道の維持管理

河道流下断面を確保するため、流下能力の変化、河床の変化、樹木の繁茂状況を把握し、河川管理上の支障となる場合は適切な処置を行っています。

○施設の維持管理

河川管理施設の適切な機能を維持管理するため、点検等による状態把握をし、異常を発見した場合は適切な補修、補強等を行っています。

●令和6年度 取り組み事例

鵜の首狭窄部区間の開削に先立ち、埋蔵文化財調査及び伐採工事を実施しました。

施設の維持管理：施設の補修等として、堤防法面等の維持修繕工事及び学識者より補修に関するアドバイスをいただきました。

河道の維持管理



【位置図】

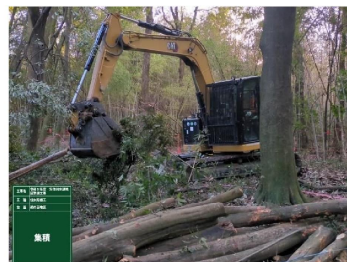
施設の維持管理



堤防法面補修工事の状況



【作業前】



【作業中】



学識者による補修対策のアドバイス

3. 河川維持管理の取り組み状況

3-6.河川区域の維持管理

河川の維持管理にあたっては、流水の利用、土地の利用及び土砂等の採取等の多様な要望について、河川利用者との調整を図り、安全でかつ適正に利用されるよう日々維持管理を行っています。また地域住民、市民団体等との協働による清掃活動等を実施し、河川環境の保全に努めています。

1. 河川区域の維持管理

- ・官民境界の明確化
- ・流水および土地の占用に関する適正な利用
- ・砂利採取等の適正な利用
- ・工作物等の設置に関する審査
- ・土地の形状変更に関する審査
- ・河川保全区域における工作物設置等に関する審査

2. 不法行為の対策

- ・河川巡視による不正行為の監視
- ・ゴミ等の不法投棄防止対策
- ・不法占用の監視
- ・不法係留船の監視
- ・不法砂利採取等の監視
- ・不正行為発見時における迅速かつ適正な指導監督

3. 河川環境の保全

- ・河川の利用状況の把握
- ・安全利用点検の実施
- ・水難事故防止の取り組み
- ・清掃活動の実施

令和6年度においても引き続き、水難事故防止に関する取り組みを強化しました。



水難事故協議会（豊川）



水難事故協議会（矢作川）



配布したリーフレット

4. 地域と連携した取り組み状況

4-1. 災害・事故対策に関する取り組み

豊橋河川事務所と一般社団法人愛知県建設業協会は、平成21年度に「災害または事故における中部地方整備局豊橋河川事務所所管施設等の緊急的な応急対策の支援に関する協定書」を締結しています。この協定に基づいた災害時対応を迅速かつ適切に実施するため、災害時の協力体制に関する説明会と堤防決壊時のシミュレーションを実施しました。

○豊川・矢作川における災害時の協力体制説明会

開催日：令和6年5月14日（災害時協力体制説明会）

場所：アイプラザ豊橋



災害時の協力体制説明会の様子

○堤防決壊シミュレーション

開催日：令和6年5月30日（堤防決壊シミュレーション）

場所：豊橋河川事務所



堤防決壊シミュレーションの様子

4. 地域と連携した取り組み状況

4-1. 災害・事故対策に関する取り組み

発生頻度の高い洪水から想定最大規模の洪水まで、被災形態の異なる洪水を考慮し、洪水から流域住民の命を守り、社会経済被害の最小化を目指す取組を沿川自治体、愛知県、気象庁、河川管理者が目標を共有し、ハード対策を着実に進めるとともにソフト対策を充実させる取組を協力して計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、豊橋河川事務所や愛知県が事務局を務める連絡会・協議会など関係団体が合同で「大規模氾濫減災総合サミット・協議会」を実施しました。

○豊川圏域大規模氾濫減災総合サミット

開催日：令和6年5月7日（火）

開催場所：愛知県東三河建設事務所 5階 大会議室



豊川圏域大規模氾濫減災総合サミット会議の様子

○矢作川圏域大規模氾濫減災総合協議会

開催日：令和6年5月13日（月）

開催場所：愛知県西三河総合庁舎 10階大会議室



矢作川圏域大規模氾濫減災総合協議会の様子

4. 地域と連携した取り組み状況

4-1. 災害・事故対策に関する取り組み

出水時や災害発生時に備えて、水防資機材とブロックの備蓄を行っています。



豊川左岸21.4k付近に備蓄されているブロックの状況



矢作川右岸7.4k付近に備蓄されているブロックの状況



矢作川右岸7.4k付近に設置されている水防備蓄倉庫の状況

4. 地域と連携した取り組み状況

4-2. 水質事故に関する取り組み

水質事故が発生した際には、「豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会」を通じて、速やかに関係機関に通報すると共に、事故発生状況に関わる情報収集を行い、関係行政機関等と連携し、適切な対策を速やかに講じます。

処理後には、原因究明を行い、再発防止措置をとるとともに、啓発活動を行っていきます。

令和6年度に発生した水質事故は16件（豊川水系：5件、矢作川水系：11件）でした。



令和6年度 豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会

「豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会」では、水質事故を想定した訓練を実施しており、水質事故対策技術の向上を図っています。

【発生事例の概要】

令和6年4月24日豊川支川朝倉川において油類が流出しました。オイルフェンス・オイル吸着マット等を設置して対応しました。



燃料用タンクの老朽化した配管等からの油漏れ



交通事故による危険物等の流出



貯蔵タンクから小型タンクへの移し替えの際の油流出

4. 地域と連携した取り組み状況

4-3.河川協力団体

国土交通省では、平成25年度に、自発的に河川の維持・河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するために、河川協力団体制度を創設しました。

豊橋河川事務所管内では、平成25年度に「NPO法人矢作川森林塾」が、平成26年度に「家下川を美しくする会」が河川協力団体の指定を受けており、矢作川の環境保全活動にご活躍いただいています。

今後は、協力団体の方々が、河川環境保全活動にご尽力いただいていることについて、地域の皆さまに紹介していくために、活動をSNSでの発信したり、活動を紹介する看板の設置などを進めていきます。

矢作川 河川協力団体マップ



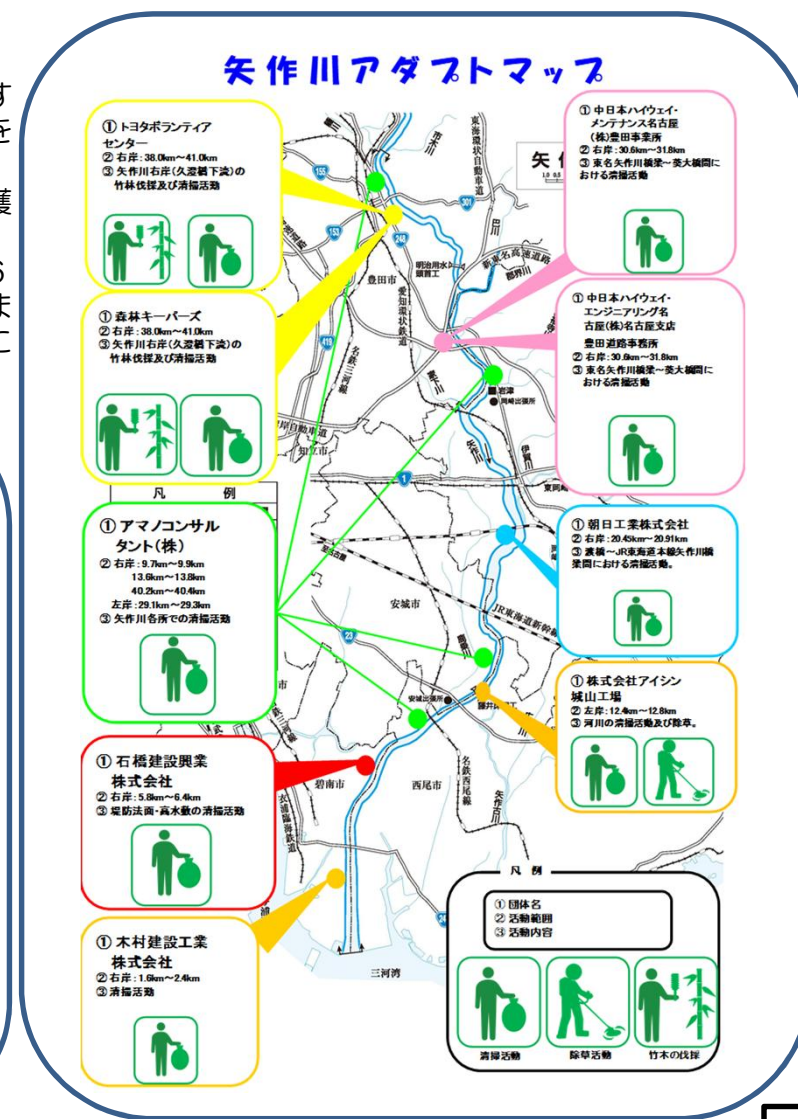
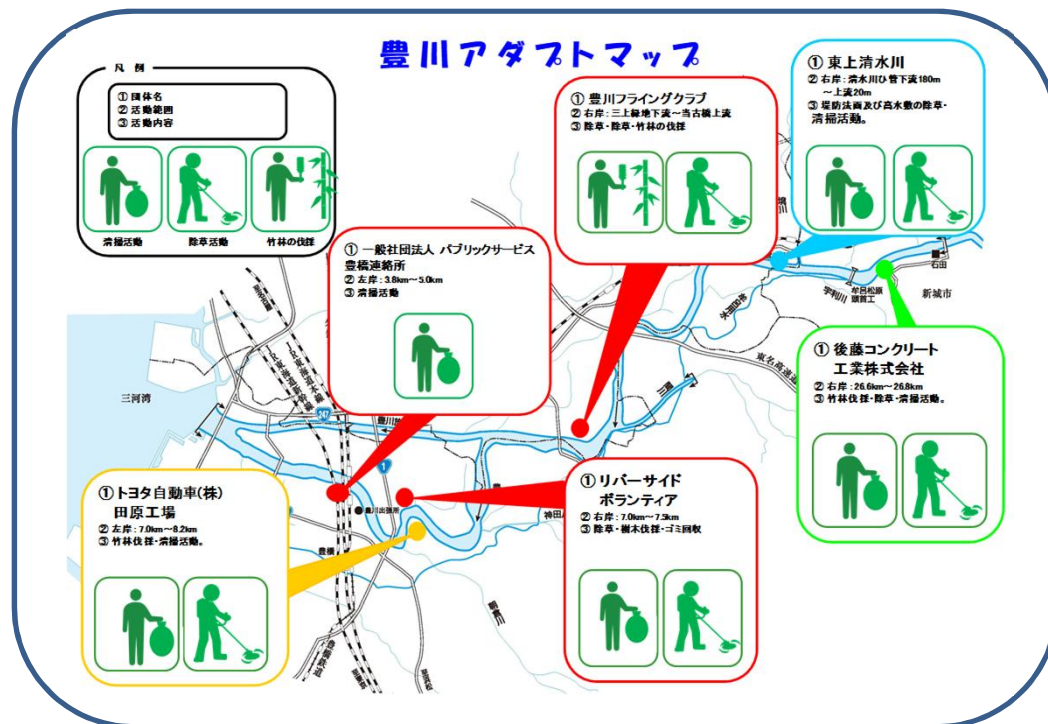
4. 地域と連携した取り組み状況

4-4. 豊川・矢作川アダプト（協働管理）制度

○豊川・矢作川アダプト（協働管理）制度

豊橋河川事務所では、地域の特徴に合ったより良い豊川・矢作川を目指すために、地域住民のみならずと河川管理者である当事務所が協働河川管理を行う「アダプト（協働管理）制度」を実施しています。

協働管理者は、主体的に河川の美化・清掃、河川環境保全活動、河川愛護活動などの活動をしていただき、当事務所は登録された団体等に対して、豊川に関する資料及び情報、清掃に要する用具等の提供を行います。令和6年度は下記のとおり豊川6団体、矢作川9団体の皆さまにご活躍いただきました。また協働管理者の方々がご尽力いただいていることを地域の皆さまに紹介する看板を製作し、今後順次設置します。



4. 地域と連携した取り組み状況

4-5. ゴミ投棄に対する取り組み

○川と海のクリーン大作戦（三河地区）

「川と海のクリーン大作戦（三河地区）」とは、環境問題への意識啓発や、官民の連携した川づくりをめざして、地域の皆さんの参加により実施されている河川敷及び海岸の美化活動で、河川・海岸の愛護団体や行政機関が「呼びかけ人」となり、毎年実施されています。

平成11年度より実施され26回目となるこの活動は今年、令和6年10月27日（日）を統一基準日として実施され、豊川・矢作川水系、全体で約3,500人の方にご参加いただき、2 tトラック約21台分のゴミを回収することができました。

令和6年度 川と海のクリーン大作戦 実施状況



矢作川（岡崎市）



豊川（豊川市）

